

2026年3月25日

多剤耐性緑膿菌の判定基準変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

2026年2月5日付で厚生労働省より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）（感感発0205第2号）」が通知され、2026年4月6日から施行されることとなりました。

これに伴い、弊社で実施しております一般細菌検査の薬剤感受性試験において、多剤耐性緑膿菌の判定基準を変更させていただきます。

誠に恐縮ではございますが、何卒ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

【多剤耐性緑膿菌 判定基準変更】

<旧> 分離・同定による緑膿菌の検出、かつ、以下の3つ(①～③)の条件を全て満たした場合					
薬剤		MIC (μg/mL)		DISK (mm)	
①	イミペネム	IPM	≥16	又は	≤13
②	アミカシン	AMK	≥32	又は	≤14
③	シプロフロキサシン	CPFX	≥4	又は	≤15

イミペネム以外のカルバペネム系薬剤により検査を実施した場合は、その検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準を満たすものとする。イミペネムによる検査と、その他のカルバペネム系薬剤による検査を実施した場合には、いずれかの薬剤の検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準を満たすものとし、その検査方法を届出のために必要な検査方法とする。また、シプロフロキサシン以外のフルオロキノロン系薬剤により検査を実施した場合は、その検査により耐性が得られた場合も判断基準を満たすものとする。シプロフロキサシンによる検査と、その他のフルオロキノロン系薬剤による試験を実施した場合には、いずれかの薬剤の検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準を満たすものとし、その検査方法を届出のために必要な検査方法とする。

<新> 分離・同定による緑膿菌の検出、かつ、以下の3つ(①～③)の条件を全て満たした場合					
薬剤		MIC (μg/mL)		DISK (mm)	
①	イミペネムもしくはメロペネム	IPM	≥8	又は	≤15
		MEPM	≥8	又は	≤15
②	アミカシン	AMK	≥32	又は	≤16
③	シプロフロキサシンもしくはレボフロキサシン	CPFX	≥2	又は	≤18
		LVFX	≥4	又は	≤14

(文言削除)

【変更日】2026年4月6日(月)より

[参考情報:届出基準の変更]

厚生労働省の通知(感感発0205第2号)により多剤耐性緑膿菌感染症は全数把握疾患へ変更されます。

(旧)指定届出機関の管理者は医師が多剤耐性緑膿菌感染症と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を月単位で、翌月の初日に届け出なければならない。

(新)医師は多剤耐性緑膿菌感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

以上

尚、詳細につきましては、営業担当者またはインフォメーションまでお問い合わせ下さい。

本社 〒710-0834 倉敷市笹沖 468 番地の 5

インフォメーション TEL(086)427-2323

ホームページ <http://www.oml-inc.jp>